

第 20 回 国際植物防疫条約 (IPPC) 総会 (GPM-20) の結果概要

開催日： 2026 年 3 月 9 日 (月) ~13 日 (金)

場 所： FAO 本部 (イタリア・ローマ)

参加国： 116 か国 (加盟国は 185 か国) ※ハイブリッド開催

出張者： 農林水産省消費・安全局 植物防疫課 二階堂国際室長ほか

概 要：

1. 植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM) 案の採択

日本が提案した ISPM23 (検査の指針) 附属書案「栽培地検査」に対しては、英国から、附属書ではなく単独の ISPM とすべきとのオブジェクション (反対意見) が提出されたため、関心国による小グループ会合で修正案を調整し、単独で新規の ISPM48 として採択された。

ISPM26 (ミバエ科のミバエに対する有害動植物無発生地域の設定及び維持) 改正案に対しては COSAVE (南米地域植物防疫機関) から、用語の記載について修正すべきとのオブジェクションが提出されたが、ニュージーランドから ISPM26 の修正案が書面で示され、反対がなかったため修正案が採択された。

ISPM28 (規制有害動植物に対する植物検疫処理) 附属書案 3 本については、オブジェクションはなくそのまま採択された。

2. 電子植物検疫証明 (ePhyto)

IPPC 事務局から、ePhyto の利用状況及びガバナンス機関の新規設置に関する報告及び提案がなされた。

ePhyto 機能の変更管理については、新たに設置するガバナンス機関の役割とするよう委託事項 (ToR) を関心国の小グループ会合で修正し、修正した ToR を合意した。

ePhyto の資金調達モデルについて、2024 年の GPM-18 で合意したモデルが維持されているが、アフリカ、中米の複数国から途上国は利用料金が相対的に高くなるためモデルの見直しを求める意見が上がった。2027 年に過去 2 年間の実績を評価し、2028 年にモデルの見直しを行うことを確認し、2027-2028 年のモデルに合意した。

3. ISPM の再考

議長から、平易言語の専門家 (plain language specialist) を ISPM 起草の専門家作業部会 (EWG) へのメンバーに試行的に導入し、成果を戦略計画グループ (SPG) に報告する形としてはどうかと提案された。

提案に対して、加盟国からは、ISPM の初期段階から平易言語の専門家を関与させるべきとの提案があり、複数国から、(既存の ISPM 改正ではなく) 新規に起草する、人道支援物資の安全な提供に関する ISPM 策定の EWG を対象とすべき旨発言があったほか、各国の実施状況を把握する IPPC オブザバトリサーベイを実施し、その結果を踏

まえて慎重に検討すべき旨指摘があった。

病害虫リスク分析（PRA）に関する ISPM の改正及び植物防疫の文脈における人道支援物資の安全な提供に関する ISPM 策定の EWG を専門家が確認し、その結果を SPG で報告することに合意し、SPG の勧告を踏まえて IPPC オブザバトリサーベイを実施することとされた。

4. 海上コンテナ

海上コンテナに関する CPM フォーカスグループから、国際海事機関（IMO）、国際労働機関（ILO）及び国連欧州経済委員会（UNECE）が共同で作成する「貨物輸送ユニット収納のための行動規範」（CTU コード）について病害虫汚染に関する記述を拡充するため、改正にあたりインプットを行ったこと、公表は 2027 年となる旨報告があった。

昨年の海上コンテナに関するシンポジウムへの参加率が低かったと報告されていることについて、加盟国から（病害虫のリスク低減に向け）関与が欠かせない業界は積極的に参加している旨指摘。日本から、業界等が遵守すべき行動規範である CTU コード改正により、コンテナの病害虫リスク低減が期待される旨発言。

その他、輸送用コンテナに関する地域基準をアジア・太平洋地域で策定中である旨説明があったほか、加盟国から自国内での調査の結果、空のコンテナでも病害虫リスクがあることが分かっている旨の報告があった。

5. ワンヘルス

IPPC 事務局から活動報告及びワンヘルスに関する CPM フォーカスグループの活動を 1 年延長する旨提案。

複数の加盟国から、薬剤耐性（AMR）に重点が置かれ過ぎている、ワンヘルスの議論における植物防疫に関するコミュニケーション戦略が重要である等の懸念が提起。日本もこれらの意見に賛同。フォーカスグループの任期を 1 年延長する提案は了承された。

6. e コマース及び郵便・宅配便の経路の管理

IPPC 事務局より、e コマースによりもたらされる病害虫リスクの管理に関するサーベイ及びその報告、意識啓発活動など第 1 フェーズの活動を報告。報告を踏まえ、2026 年から 2030 年までの第 2 フェーズへの移行を提案。加盟国から、サーベイの報告書を早期に公表するよう求めたが、活動を遅らせるべきではないとして第 2 フェーズの開始を支持が表明された。第 2 フェーズを進めることを承認し、活動に必要な費用拠出を加盟国に要請した。

（以上）